

財関第1580号  
平成18年12月28日

(各)税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成18年法律第17号)の一部(特許権等を侵害する物品の輸出取締り関係部分等)の施行等に伴い、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)等の一部を下記のとおり改正し、平成19年1月1日から(第7については同年1月15日から、第8から第16までについては同年2月1日から)実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 通関業法基本通達(昭和47年3月31日蔵関第105号)の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

別紙3-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

別紙3-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて(平成15年6月30日財関第673号)の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 5 還流防止措置に係る税関実務上の留意事項等について（平成 16 年 12 月 27 日財関第 1388 号）の一部を次のように改正する。

別紙 5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 6 . 大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスマモリー等に対して課する相殺関税に関する取扱いについて（平成 18 年 1 月 27 日財関第 94 号）の一部を次のように改正する。

別紙 6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 7 . 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 8 . 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 9 . 特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）の一部を次のように改正する。

別紙 9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 10 . とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 104 号）の一部を次のように改正する。

別紙 10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 11 税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

別紙 11-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

別紙 11-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 12 . 航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 8 年 4 月 17 日蔵関第 336 号）の一部を次のように改正する。

別紙 12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 13 . 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）の一部を次のように改正する。

別紙 13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 14 . 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）の一部を次のように改正する。

別紙 14「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ  
るよう改める。

第 15. 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについての一部  
を次のように改正する。

別紙 15「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ  
るよう改める。

第 16. 海上貨物通関情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告  
扱いについて（平成 15 年 8 月 22 日財関第 889 号）の一部を次のように改正  
する。

別紙 16「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ  
るよう改める。